

確 約 書

年 月 日

津市上下水道事業管理者

住 所
申請者
氏 名

⑩

物件設置（区域外流入）の許可申請をするに当たり、下記のとおり確約します。

記

- 1 下水道使用料は、使用開始日より納付します。
- 2 受益者負担金（分担金）は、賦課対象区域となった時点で納付します。
- 3 受益者負担金（分担金）の賦課後において、全納期到来前に当該土地を第三者に譲渡する場合は、直ちに市に連絡のうえ、1 及び 2 について第三者に申し送ります。

※ 申請者の欄については申請者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を、自署する場合は、押印を省略することができます。